

免キラワークスクール規則(誓約書)

- 他の受講生や教習生の迷惑や、講習の妨げになる行為はいたしません。
- 講習中は施設使用方法(喫煙場所等)を遵守し、講師の指示に従います。
- 天変地異、交通機関、流行病、その他やむを得ない事情により、休講、講習の中止、延期の場合は異議を申し立てません。
- 故意、または重大な過失により器物の破損、もしくは滅失した場合は弁償いたします。
- 講習中(学科・技能)には、携帯電話は使用しません。
- 飲酒して講習(学科・技能)を受けません。(講習は無効となります。)
- 申込者の責任により、講習の続行が不可能になった場合には、いかなる事情があっても、一度納入した受講料は一切返還請求いたしません。

講習中は免キラワークスクール規則を守ります。もし、守れない場合は受講を断られても異議は申し立てません。

令和 年 月 日

免キラワークスクール 実施管理者 殿

住 所

氏 名

印

(教習所記入欄)

運転免許証確認欄

有効期限	令和	年	月	日
番号	第			号

確認者印

住民票確認

確認者印